

気象警報等発表時における加古川市立義務教育学校  
両荘みらい学園学校図書館地域開放サービスの利用に関する基準

令和7年8月1日  
教育指導部長決定

この基準は、気象警報等発表時における利用者の安全を確保するため、加古川市立義務教育学校両荘みらい学園学校図書館（以下、「学校図書館」という。）における地域開放サービス実施要綱第5条第2項第5号について定めるものである。

なお、当基準については、学校図書館が学校施設であること、また、気象警報等発表に伴う学校休業時の在校生等の来館防止を考慮し、原則加古川市教育委員会の定める「非常時の児童・生徒に対する措置の基準」及び「学校における熱中症事故防止のための対応」に準じて策定するものとする。

また、「非常時の児童・生徒に対する措置の基準」における「暴風、暴風雨、大雨、大雪、洪水警報発表の場合の対応」については、「小・義務教育学校（前期課程）・養護学校」の対応に準ずるものとする。

いずれの場合においても、開館後に臨時休館とする場合は、利用者の安全を第一とし、慎重に対応するものとする。

1 暴風、暴風雪、大雨、洪水警報が発表されたとき

- (1) 午前7時の時点で「加古川市」に警報発表された場合は、臨時休館とする。
- (2) 加古川市立義務教育学校両荘みらい学園（以下、「みらい学園」という。）の始業時刻以降に警報が発表された場合は、みらい学園の児童・生徒の下校が決定した時点で臨時休館とする。

2 地震（震度5弱以上）が発生したとき

みらい学園、両荘公民館等と協議のうえ、対応を決定するものとする。

3 竜巻注意情報が発表されたとき

- (1) 10時（開館時間）の時点で発表されている場合は、解除されてから開館する。
- (2) 開館中に発表された場合は、通常通り開館する。

4 Jアラート等を通じて緊急情報が発信されたとき

みらい学園、両荘公民館等と協議のうえ、対応を決定するものとする。

5 热中症特別警戒アラート等が発表されたとき

- (1) 热中症特別警戒アラート（午後2時ごろ）が発表されたとき、その翌日は臨時休館とする。

- (2) 「熱中症予防情報サイト」の明石または姫路に暑さ指数(WBGT)35の予測(午後5時ごろ)が発表されたとき、その翌日は臨時休館とする。

## 6 その他の警報発表及び危険等が予測される場合

- (1) 警報が発表されていない場合であっても、浸水等のおそれがある場合は、みらい学園、両荘公民館等と協議のうえ、対応を決定するものとする。
- (2) 市内において、災害が予想される際に、加古川市教育委員会の判断により警報発令の有無にかかわらず、みらい学園を臨時休業とする場合は、臨時休館とする。

## 7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は社会教育課長が定める。

附則 この基準は、令和7年8月1日から施行する。